

令和元年 8 月 30 日

**海外の製品を並行輸入品や個人輸入品として購入するときの注意点
—安全性に問題、返品や交換・リコール対応ができない可能性も—**

「並行輸入品」¹とは、海外メーカーの日本支社や輸入販売契約を結んだ正規の代理店等を通じて日本に輸入される「正規輸入品」とは異なるルートで輸入されたものです。正規輸入品よりも価格が安いことなどから、近年インターネットサイトを通じて、広く売買されています。

また、「個人輸入品」とは、海外の製品を個人で使用することを目的として、海外から直接購入したものです。

そうした中、海外の製品を並行輸入品又は個人輸入品として購入した際に、取扱説明書が日本語でなく注意表示がなかった、粗悪品ですぐに壊れた、化粧品で皮膚に障害が起きた、リコールされているのに返品できなかったなどの情報が、消費者庁に寄せられています。

海外の製品を並行輸入又は個人輸入する際には、リスクを理解した上で、信頼できる業者から、購入しましょう。

1. はじめに

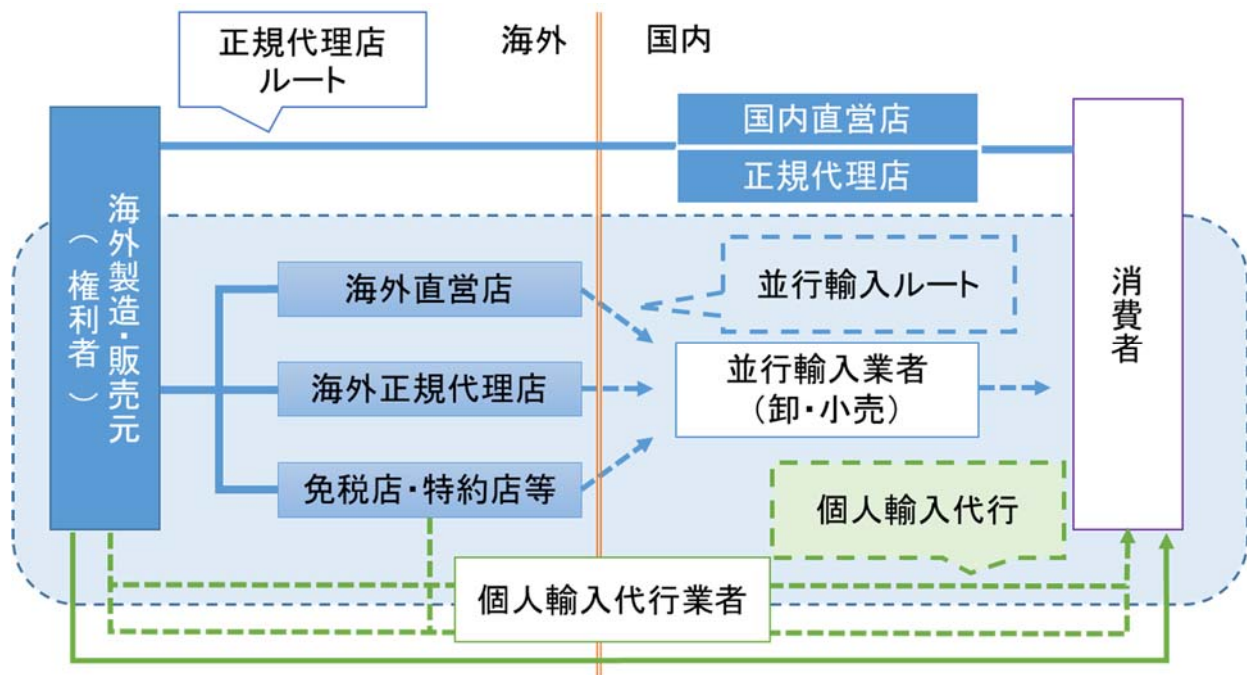


図 1. 並行輸入と個人輸入 (イメージ)²

¹ ブランドのバッグ、香水、洋服、家電、玩具等、様々な商品が扱われています。

² (一社) 日本流通自主管理協会作成の図を踏まえて消費者庁で作成したイメージ。 <https://www.aacd.gr.jp/heikou>

並行輸入とは、海外で製造・販売された有名ブランド品等を、輸入販売に関する正式の契約を結んでいない第三者が、海外で購入し、国内直営店又は正規代理店ルート以外のルートで輸入する行為を指します。

また、個人輸入とは、海外の製品を個人で使用することを目的として、海外から直接製品を購入することです。並行輸入品の中には、一部個人輸入代行により輸入されている製品もあります（図1）。

（１）並行輸入について

並行輸入品を購入するメリットには、日本の正規代理店で購入するよりも低価格で製品を購入できること、日本では未発売の商品を手に入れられることが挙げられます。一方で、並行輸入品を購入するデメリットとしては、取扱説明書が並行輸入業者により日本語に訳されていない場合には注意事項について理解しにくいこと、製品に欠陥があった場合でも返品、修理や交換などのアフターサービスを受けられない場合があることが挙げられます。さらに、正規品と同じ製品を購入したつもりが、日本輸出用として製造されたものでないため日本向けの製品とは仕様が異なっている製品もあります³。

（２）個人輸入について

並行輸入とは異なる輸入形態として、個人輸入があります。個人輸入とは海外の製品を個人で使用することを目的として、海外から直接製品を購入することです⁴。

個人輸入の形態としては、

- ①輸入者自身が購入したい製品を直接、海外の通信販売会社、小売店、メーカーなどに注文して、そこから直接購入する方法
 - ②輸入代行業者に注文して、その代行業者を通じて輸入する方法
- などがあります⁵。

なお、販売目的の輸入であれば規制を受ける製品であっても、個人で使用する場合に限り規制の対象外となっていること⁶を御理解の上で購入する必要があります。

³ このほか、並行輸入と偽った違法な製品を購入する可能性もあります。

⁴ 販売目的での小規模の輸入は小口輸入といい、個人輸入であれば免除される手続（食品であれば「食品衛生法」に基づく届出）が必要です。

⁵ 税関ウェブサイトを基に作成 http://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/kojin/3001_jr.htm

⁶ 例えば、輸入食品の安全性確保は、日本の食品衛生法に基づいて行われています。販売又は営業上使用される食品や添加物等は、食品衛生法に適合したものでなければなりません。また、外国からの病害虫や疾病の侵入を防ぐために、野菜、果実、食肉、食肉製品などは、植物検疫又は動物検疫の手続が必要です。

化粧品、医薬部外品は、医薬品医療機器等法の規制を受け、安全性の確保が行われています。雑貨として販売するつもりであっても、医薬品成分が含まれていたり、医薬品的な効能効果を標榜している場合は、医薬品医療機器等法の対象となります。

家電製品では、電気用品安全法が定める電気用品に該当する場合は、輸入事業者が技術基準に適合していることを確認した旨を示すPSEマークを表示しなければ販売することができません。（（一財）対日貿易投資交流促進協会発行 輸入品の安全確保の手引き 2015 から一部抜粋）

また、「食品」という触れ込みで販売されている商品でも、日本では医薬品とされる成分を含む物は、日本に輸入する場合には「医薬品」として扱われます。厚生労働省ウェブサイト「健康被害情報、無承認無許可医薬品情報」で、これまでに報告された具体的な成分名や健康被害の様態が調べられますので御覧ください。

(3) 電子商取引サイトについて

電子商取引サイト（以下「EC サイト」という。）では、気軽に海外製品を購入することができますが、「EC サイトを運営している法人ではない第三者」である出品者から購入できる製品も販売されており、「国内の出品者」から製品を購入したと思っても、実際は海外との直接取引となり、意図せず個人輸入となってしまう場合があります。このような場合、製品が届かない、不良品が届いた、又は届いた製品が破損していた、等のトラブルが発生しても、EC サイトでは対応してもらえないという相談が、消費生活センターに多く寄せられています。特に、医薬品やサプリメント等は個人輸入以外での規制があるため、購入した製品が海外から直接消費者に送付されるようになっており、被害の相談も多く寄せられています。このように、輸入代行業者がトラブルに対応してくれず、消費者自ら対応しなければならない状況が発生し得るというリスクがあります。

EC サイトで製品を購入する場合は、出品者の名称、所在地等から出品者が海外かどうか確認し、購入方法が個人輸入代行に当たるのか、契約内容をよく確認した上で購入するようにし、不明な点があれば、出品者に問い合わせてください。

2. 事故情報

消費者庁の事故情報データベース⁷には並行輸入品を購入したことで発生した事故に関する情報が2013年1月1日から2019年7月31日までに37件、個人輸入に関する情報は81件⁸寄せられています。事故の内容としては、並行輸入では美容関係（香水や美容液等）が多く、次いでサプリメントなどの食品、腕時計などの服飾品となっています（図2）。個人輸入では、食品・医薬品（サプリメント等）が半分以上を占め、これに次ぐ美容関係と合わせると、内訳のほとんどを占めています（図3）。

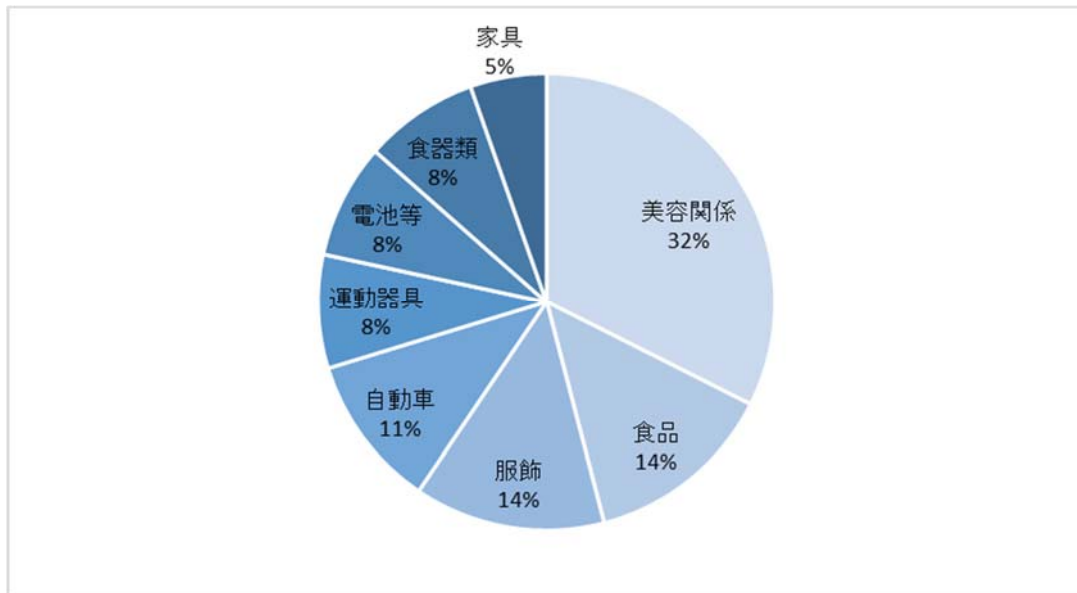


図2. 並行輸入品に関する事故の種類別内訳（2013～2019年）

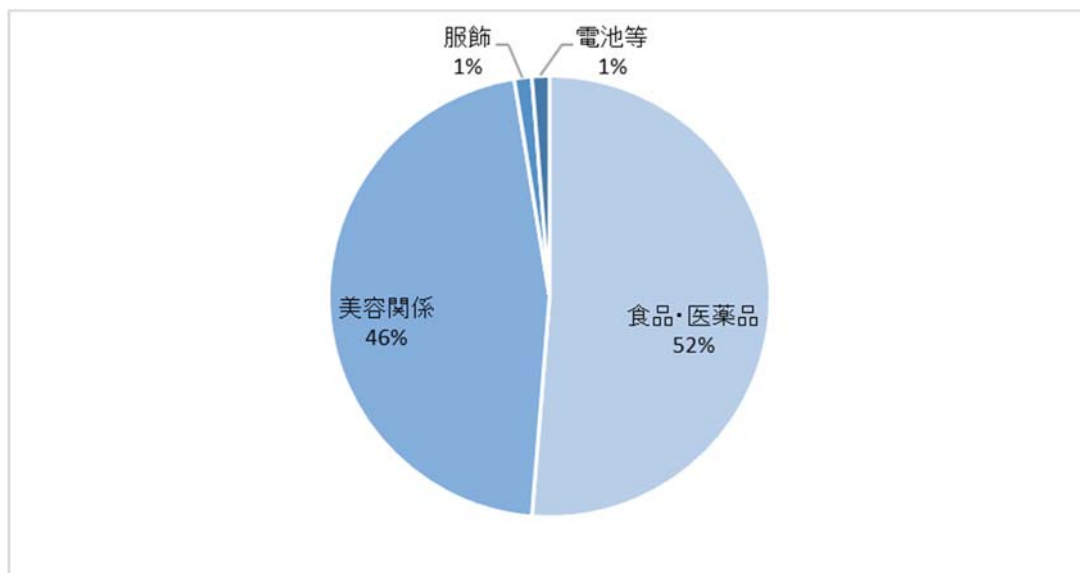


図3. 個人輸入品に関する事故の種類別内訳（2013～2019年）

⁷ 消費者庁発足（平成21年9月1日事故情報収集開始）以降、令和元年7月31日までの登録分。「事故情報データベース」は、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携し、関係機関から「事故情報」、「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・提供システム（平成22年4月運用開始）。事実関係や因果関係が確認されていない事例を含みます。

⁸ 件数及び分類は、並行輸入で購入した商品で発生した事故の情報について本件のために特別に精査したものを。

傷病内容としては並行輸入、個人輸入共に皮膚障害が最も多く、傷病程度が1か月以上の事故が並行輸入では1件、個人輸入では9件発生しています（図4、図5）。

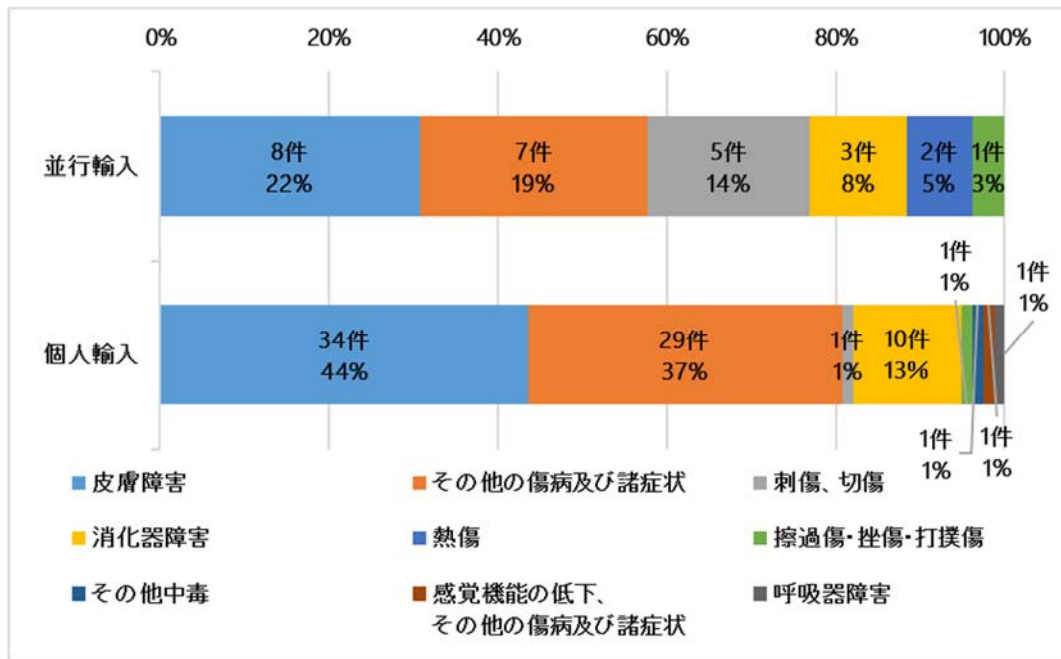


図4. 傷病の内容

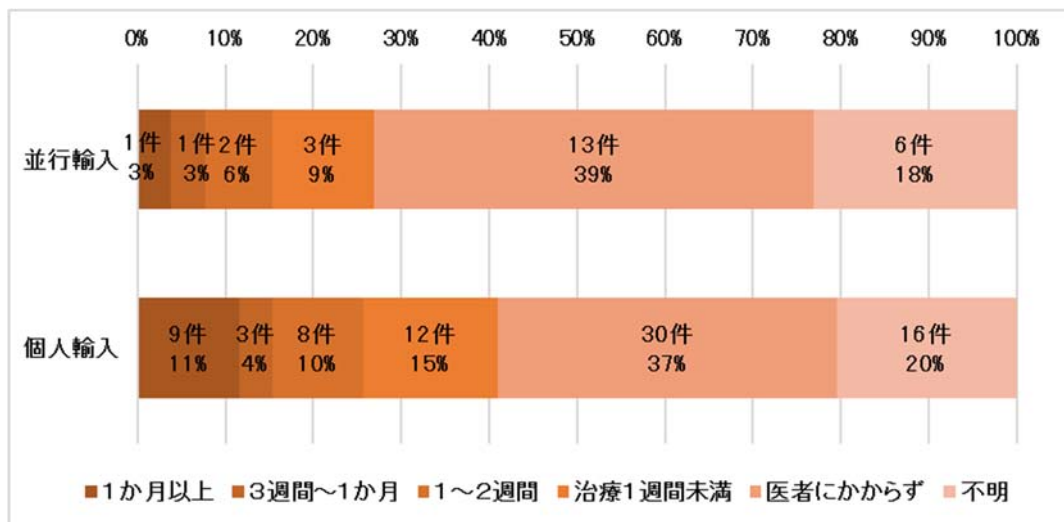


図5. 傷病の程度

3. 事故事例

【事例1】

ネット通販で購入したバイオエタノール暖炉に燃料を入れる際に爆発し腕にやけどを負い、火事になった。ドイツから並行輸入と記載があった。寝室で暖炉に専用のバイオエタノールを入れている途中でボンと爆発した。火柱が私の身長の高さまで上がり、足元から頭の先まで燃えた。腕にも火がつき、救急搬送され、今でも腕の熱傷Ⅲ度の治療のため通院している。また、火事でカーテンと床の一部が焼けた。販売業者には連絡がつかない。

(神奈川県、40歳代女性、受付年月：2019年4月)

【事例 2】

いつも使っているオーデオロンの並行輸入品を5%から15%引きで購入できるサイトを見付け購入した。商品が届き使用したら頭痛が起きた。臭いが違うので、直営店に連絡し、成分を確認したらエタノールや水、香料は同じだったが化学合成物が違うことが分かった。契約したサイト運営会社に成分が全く違うので返品したいと要望したら「並行輸入品は製造工程や工場が違うので分からない。要望には添えない」と返答を受けた。

(群馬県、50歳代女性、受付年月：2018年3月)

【事例 3】

インターネット通販で購入した並行輸入品の高級ブランド製クリームを顔に塗り就寝したところ翌朝まぶたが腫れていた。高級ブランド会社のカスタマーセンターに連絡し、並行輸入品であると告げた途端、相手にしてもらえなかった。

(60歳代女性、受付年月：2017年9月)

【事例 4】

個人輸入代行業者から美容ローラーセットを購入し、商品使用后肌トラブルが発症した。返品不可と言われ納得できない。

(受付年月：2014年12月)

【事例 5】

2年前、ダイエットサプリを個人輸入して飲んだところ手足が震える等の症状が出ていまだに治まらない。

(受付年月：2019年5月)

【事例 6】

ネット通販で並行輸入のスマートフォン2台を購入し、1台は動画を30分見ただけで発熱し、スマートフォンを手に持っているをやけどをしそうで怖いので、販売店に商品の交換を頼んだが、メールのみの対応で電話サポートをしていない。メールで連絡しているが商品確認済み、発熱対応については初期不良と認めていないと販売店は主張している。

(千葉県、20歳代女性、受付年月：2015年7月)

【事例 7】

外出中、購入後9か月の並行輸入品の抱っこひもの肩ひものバックルが破損し、乳幼児が落下しそうになった。価格は正規代理店の約半額だった。販売店に返品・交換の申出をしたが、購入から9か月経つので返品は受けないと言われ、修理についても並行輸入品なので修理対応ができないと断られた。

(東京都、40歳代女性、受付年月：2014年11月)

4. 事故やトラブルを防ぐためのアドバイス

(1) 並行輸入品は正規輸入品よりも安く購入することができますが、国内の正規品とは仕様が異なる製品である可能性があることを理解した上で購入しましょう

並行輸入品は、正規輸入品よりも安く購入できるというのがメリットですが、正規代理店での修理などを受けられない場合が多いため、その点を理解した上で購入しましょう。また、注意表示や安全対策の面で日本向けの正規輸入品とは仕様が異なっている製品もあります。

インターネットにより手軽に並行輸入品を購入できますが、ECサイトなどでは、第三者による出品の場合、サポートを受け付けていないことがほとんどです。購入後販売元に連絡がつかないケースも見受けられます。信頼できる販売元から購入しましょう。

(2) 購入先や返品条件などの契約内容を確認してから購入しましょう

ネット通販では、ECサイトを經由して、第三者が出品をしている場合があります。商品の購入先をよく確認して購入しましょう。個人輸入代行業者を利用する場合は、返品や輸送中の商品の破損、使用中に製品による事故が発生した等のトラブルの処理は個人輸入代行業者では対応してもらえないことも多く、基本的には個人の責任で行わなければなりません。

また、ネット通販では、クーリング・オフ制度⁹はなく、広告に記載された契約内容に返品や交換を受け付けない旨が消費者にとって容易に認識することができるように表示されていた場合、表示された内容に従うことになるので、購入前に必ず契約内容を読み、特に製品に不具合があった場合の返品の条件などを確認するようにしましょう。表示がない場合は、製品が届いてから8日以内であれば、消費者の送料負担で返品可能です¹⁰。

また、万が一トラブルになったときのことを考えて、契約内容の画面は全て印刷するか画像保存をしておくようにしましょう。

(3) 購入前にリコール対象製品になっていないかを確認しましょう

ネット通販で販売されている製品の中には、国内外でリコール対象製品になっている場合があります。下記のリコール情報サイトなどを利用して、購入しようとしている製品がリコール対象となっていないかどうかを確認してから購入するようにしましょう。

⁹ クーリング・オフ制度とは、「いったん契約の申し込みや契約の締結をした場合でも、契約を再考できるようにし、一定の期間であれば無条件で契約の申し込みを撤回したり、契約を解除したりできる制度です。」ただし、「通信販売には、クーリング・オフ制度はありません。返品の可否や条件についての特約がある場合には、特約に従うことになります。特約がない場合には、商品を受け取った日を含めて8日以内であれば返品することができますが、その場合、商品の返品費用は消費者が負担します。」（独立行政法人国民生活センターウェブサイトから引用
http://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coolingoff.html)

¹⁰ なお、海外の事業者から商品を購入している場合には、日本の法律の適用がないことがあります。

(4) 事業者の連絡先を確認し、記録しておきましょう

万が一、事故や健康被害のトラブルに遭った場合のことを考えて、購入した販売元の名称、URL、電話番号、メールアドレス、住所などの連絡先は、必ずメモに控えておくようにしましょう。また、電話番号が書いてあってもつながらない場合もあります。一度電話をかけて確認すると確実です。

(5) お近くの消費生活センターや国民生活センター越境消費者センター（CCJ）で相談が可能です

困ったときは、一人で悩まずに、「消費者ホットライン」188に御相談ください。地方公共団体が設置しているお近くの消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。また、海外事業者と直接取引した際のトラブルについては、CCJで相談が可能です¹¹。

<参考>

厚生労働省 医薬品等を海外から購入しようとする方へ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/kojinyunyuu/index.html

厚生労働省 健康被害情報・無承認無許可医薬品情報

<https://www.mhlw.go.jp/kinkyu/diet/musyounin.html>

消費者庁リコール情報サイト

<https://www.recall.caa.go.jp/>

独立行政法人製品評価技術機構（NITE）製品事故情報、リコール情報

<https://www.nite.go.jp/jiko/jikojohou/index.html>

独立行政法人国民生活センター越境消費者センター（CCJ）

<https://www.ccj.kokusen.go.jp/>

一般社団法人日本流通自主管理協会 AACD

<https://www.aacd.gr.jp/>

消費者Q&Aセンター、電話相談窓口があります

<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課

加藤、睦門

TEL : 03 (3507) 9137 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

URL : <https://www.caa.go.jp/>

¹¹ CCJは海外ショッピングでトラブルに遭った消費者のための相談窓口です。並行輸入又は個人輸入にかかわらず、契約相手が国内事業者の場合はCCJでは相談の対象外としています。